平成２９年（フ）第２０９号
静岡県富士宮市万野原新田4050番地の９　柚木アパート１階
債務者　佐野　　藍
１　決定年月日時　平成29年11月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
静岡地方裁判所富士支部
平成２９年（フ）第４７号
静岡県賀茂郡松崎町江奈287番地の２　コーポ・ルミエール102号室
債務者　外間　美樹
１　決定年月日時　平成29年11月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
静岡地方裁判所下田支部
平成２９年（フ）第６１号
滋賀県長浜市東野町263番地
債務者　中村　英樹
１　決定年月日時　平成29年11月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係
平成２９年（フ）第６２７号
兵庫県西宮市甲子園七番町13番５―102号
債務者　吉坂　大介
１　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２９年（フ）第６３９号
兵庫県尼崎市尾浜町１丁目10番７―315号、前住所兵庫県尼崎市尾浜町１丁目14番17号
債務者　常吉　信二
１　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２９年（フ）第９６号
鳥取県鳥取市湖山町西３丁目113番地　県住16号、旧住所鳥取県鳥取市西品治936番地　県住45―２―20
債務者　中村　理恵
１　決定年月日時　平成29年11月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
鳥取地方裁判所民事部
平成２９年（フ）第１０１号
鳥取県鳥取市浜坂東１丁目５番８号、旧住所鳥取県鳥取市浜坂４丁目４番20号　プルミエールＡ―202号
債務者　福原　美紀（旧姓河口）
１　決定年月日時　平成29年11月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
鳥取地方裁判所民事部
平成２９年（フ）第１２５号
愛媛県四国中央市金生町下分1469番地４
債務者　池上かおり
１　決定年月日時　平成29年11月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
松山地方裁判所西条支部
平成２９年（フ）第１２９号
愛媛県西条市新田219番地６　サーパス御殿前通り参番館304号
債務者　永田　雅江
１　決定年月日時　平成29年11月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
松山地方裁判所西条支部
平成２９年（フ）第１１７号
福岡県飯塚市潤野1356番地　セレクトＫ104（前住所　福岡県糟屋郡志免町志免１丁目１番19号　スティルティアネックス101号）
債務者　諫山　禎仁
１　決定年月日時　平成29年11月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部
平成２９年（フ）第３１４号
大分県別府市亀川中央町１番１号
債務者　薬師寺陽子
１　決定年月日時　平成29年11月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２９年（フ）第３４４号
大分市大字片島402番地の３
債務者　長野美智代（旧姓首藤）
１　決定年月日時　平成29年11月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２９年（フ）第４０号
宮崎県日南市大字益安1282番地８
債務者　岩城　　寿
１　決定年月日時　平成29年11月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
宮崎地方裁判所日南支部
平成２９年（フ）第４２９号
鹿児島県鹿児島市宮之浦町345番地２
債務者　福永百合子
１　決定年月日時　平成29年11月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成２９年（フ）第４３０号
鹿児島県鹿児島市郡元１丁目16番32号　コーラルハイツ郡元202号
債務者　辻　　弘義
１　決定年月日時　平成29年11月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成２９年（フ）第４５４号
鹿児島県鹿児島市上荒田町40番11号　陣内アパート２Ｆ５号
債務者　日髙　誠二
１　決定年月日時　平成29年11月21日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成２９年（フ）第４５６号
鹿児島県いちき串木野市浦和町173番地１
債務者　渡邉　秀人
１　決定年月日時　平成29年11月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係